

# 一般社団法人大船渡青年会議所 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人大船渡青年会議所（Junior Chamber International Ofunato）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を岩手県大船渡市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、第5条に定める事業を実施及び展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、活動を通じて会員相互の理解を深め、自己の研鑽に努めるとともに、国際的理解を深め、世界平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
- 3 本会議所は、剰余金の分配を行わない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域の産業、経済及び文化の発展を目的とする事業
- (2) 青少年育成に関する事業
- (3) 地域を牽引する人材育成に関する事業
- (4) 会員の個人的修練及び会員相互の親睦に資する事業
- (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所その他の関係諸団体との連携
- (6) その他本会議所の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員及び会費

(種別)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員

正会員は、大船渡市及びその周辺に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に 40 歳に達した場合は、その事業年度の終了する日まで正会員の資格を有する。また、直前理事長及び公益社団法人日本青年会議所内の組織における直前の長としての職務により出向する場合も、40 歳を超えても正会員の資格を有するものとする。

(2) 特別会員

特別会員は、40 歳に達した事業年度の終了する日まで正会員であった者のうち、所定の手続きを経た者をいう。

(3) 賛助会員

賛助会員は、本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展に対して助成することを望む個人及び法人又は団体をいい、所定の手続きを経たものをいう。

2 その他会員に関する事項は、規則に定める。

(入会)

第 7 条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の理事会において承認された者は、規則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 その他入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第 8 条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第 9 条 会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第 10 条 正会員及び賛助会員は毎年定められた額の会費を所定期日までに納入しなければならない。

2 正会員となろうとする者は、入会に際し規則において定める額の入会金を納入しなければならない。

3 特別会員となろうとする者は、規則において定める額の会費を納入しなければならない。

4 その他、会費等に関する事項は規則に定める。

(休会)

第11条 やむを得ない事由により、本会議所の活動に長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。休会中の会費については、規則に定める。

(退会)

第12条 退会を希望する会員は、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除名)

第13条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、その正会員を除名することができる。

(1) 本会議所の体面を傷つける行為又は本会議所の目的に反する行為があったとき。

(2) 会費納入義務を履行しないとき。

(3) 本定款、その他の規則に違反したとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その正会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第14条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員が同意したとき（正会員に限る）。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会議所は会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

(種類)

第16条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、事業年度終了後3箇月以内に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (7) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (8) 正会員の除名
- (9) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 次の規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - ア 会員資格規則
  - イ 役員報酬規則
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第19条 通常総会は、事業年度終了後3箇月以内及び9月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、一般社団、財団法人法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた

場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により開催日の10日前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、開催日の二週間前までにその通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときには、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときには、理事会の決議に基づき理事が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長は、総会に出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第22条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第23条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権数の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。
- 3 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 合併又は事業の全部若しくは一部譲渡
  - (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみな

す。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第27条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 本会議所の役員は正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、総会の決議において、これを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は総会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 5 その他役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会議所の業務を執行する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を総括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して事務局を総括する。
- 5 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 役員職務に関して必要な事項は、本定款に定めるもののほか、規則に定める。

#### (監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 8 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 9 監事は、その他一般社団・財団法人法に定める職務を行わなければならない。

#### (任期)

第31条 理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。(1年間)ただし、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、選任された翌年1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。(2年間)
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (辞任及び解任)

第32条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 理事及び監事は、総会において解任することができる。

(直前理事長等)

第33条 本会議所に、直前理事長及び顧問(以下「直前理事長等」という。)を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前事業年度の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、正会員のうち、直前理事長を除く理事長経験者がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行う。
- 4 直前理事長等の選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。(1年間)

(報酬等)

第34条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、総会において別に定めた額を支給することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 顧問の選任
  - (3) 委員長の委嘱に関する承認
  - (4) 総会で決議する事項以外の規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (5) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
  - (6) 理事の職務の執行の監督
  - (7) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備をいう。)
  - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。



4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月開催する。

3 臨時理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 次条第2項又は第3項に定めるとき

(招集)

第38条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第41条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印または署名しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席

しなかった場合は、出席した理事全員及び監事がこれに記名押印または署名する。

(常任理事会)

第43条 理事会に提出する議案を協議し、又は理事会から付託された事項を審議するため、常任理事会を置くことができる。

- 2 理事長、副理事長、専務理事をもって常任理事とし、常任理事会を構成する。
- 3 必要に応じ直前理事長、監事、顧問及び理事を常任理事会に出席させることができる。
- 4 常任理事会は、原則毎月1回以上開催し、必要に応じて臨時開催する。
- 5 その他常任理事会に関して必要な事項は、規程に定める。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第44条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、又は実施するため、毎月1回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第45条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、企画し、又は実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、必要に応じて幹事若干名及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、正会員理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 その他副委員長、幹事の選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(委員会への所属)

第46条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長等、事務局長及び事務局長を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(室、会議、特別委員会)

第47条 本会議所は、必要に応じて、室、会議、特別委員会を置くことができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、規則に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第48条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(財産の構成)

第49条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 本会議所の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(財産の管理・運用)

第50条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、規則に定めるところによる。

(会計原則)

第51条 本会議所の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会議所の事業報告及び決算については、理事長が事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、事業年度終了後3箇月以内に開催される通常総会において第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告、定款及び会員名簿を主たる事務所に5年間備えて置かなければならない。

3 本会議所は、事業年度終了後3箇月以内に開催される通常総会終了後、すみやかに法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

## 第8章 管 理

### (事務局)

第53条 本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、事務局の業務を掌握する。
- 4 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、規則に定める。

### (備付帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款及び規則
  - (2) 会員名簿
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の保存期間については規則に定める。
  - 3 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、規則に定める。

## 第9章 公告の方法

### (公告)

第55条 本会議所の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第56条 本定款は、総会の決議により変更することができる。

### (合併)

第57条 本会議所は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第58条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第59条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会議所と類似の目的をもつ公益法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第60条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第61条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員から徴収することができる。

## 第11章 雑 則

(施行規則等)

第62条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。

附 則 (平成25年10月31日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は濱守秀和とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年11月7日 改正

平成28年 9月8日 改正